

図表 2-4-1 特別緑地保全地区の指定状況

市町村	名 称	位 置	面積ha	指定年月日
市川市	平田特別緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7	S56. 3. 20
〃	子の神特別緑地保全地区	〃 北方3丁目の一部の区域	0.7	〃
〃	宮久保特別緑地保全地区	〃 宮久保4丁目の一部の区域	0.6	〃
我孫子市	船戸特別緑地保全地区	我孫子市船戸1丁目の一部の区域	2.0	S57. 8. 6
佐倉市	鑄木特別緑地保全地区	佐倉市鑄木町字諏訪尾余の一部の区域	1.9	S59. 8. 21
千葉市	登戸緑町特別緑地保全地区	千葉市中央区登戸5丁目及び稲毛区緑町の一部の区域	1.1	H元. 3. 14
柏市	南柏特別緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	〃
流山市	松ヶ丘特別緑地保全地区	流山市松ヶ丘1丁目の一部の区域	0.3	〃
千葉市	都町西の下特別緑地保全地区	千葉市中央区都町1丁目の一部の区域	0.7	H4. 5. 15
〃	宮崎台特別緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	H8. 3. 1
〃	川戸特別緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	H10. 8. 18
〃	花島観音特別緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	〃
〃	柏井特別緑地保全地区	千葉市花見川区柏井町の一部の区域	6.2	H18. 10. 31
〃	作草部特別緑地保全地区	千葉市中央区椿の森3丁目及び稲毛区作草部町の一部の区域	0.9	〃
〃	坂月特別緑地保全地区	千葉市若葉区坂月町の一部の区域	4.6	H19. 11. 30
松戸市	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山の一部の区域	2.0	H20. 3. 21
千葉市	長作特別緑地保全地区	千葉市花見川区長作町の一部の区域	4.6	H20. 9. 5
柏市	酒井根特別緑地保全地区	柏市東山1丁目及び酒井根6丁目の一部の区域	0.9	H20. 11. 28
千葉市	縄文の森特別緑地保全地区	千葉市若葉区小倉町、加曾利町、桜木2丁目及び桜木8丁目の各一部	22.0	H22. 2. 26
〃	源特別緑地保全地区	千葉市若葉区源町の一部の区域	4.9	H22. 2. 26
柏市	箕輪特別緑地保全地区	柏市箕輪字稲荷 461-1	0.4	H23. 1. 21
松戸市	矢切特別緑地保全地区	松戸市下矢切字坂之上及び字大堀の各一部の区域	0.8	H23. 3. 15
千葉市	仁戸名特別緑地保全地区	千葉市中央区仁戸名町の一部の区域	8.2	H24. 8. 17
〃	貝塚特別緑地保全地区	千葉市若葉区貝塚町の一部の区域	1.6	H25. 3. 1
松戸市	幸谷特別緑地保全地区	松戸市幸谷字熊ノ脇の一部の区域	1.5	H25. 3. 15
計	25地区		73.4	

これらの代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられています（図表 2-4-1）。

（ウ）緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

市町村長は都市計画で地域地区として緑化地域を都市計画決定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

これにより効果的に緑を創出することができます。

（エ）緑地協定

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度です。（図表 2-4-2）

図表 2-4-2 緑地協定締結状況（24年3月末現在）

市町村	協定件数	協定面積 ha
千葉市	175	615.32
市川市	12	6.46
佐倉市	17	56.00
東金市	5	44.96
柏市	3	35.16
市原市	1	1.85
流山市	14	9.70
八千代市	85	87.41
我孫子市	7	42.54
浦安市	1	3.81
四街道市	5	19.38
印西市	1	1.47
計	326	924.06

（オ）市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。

図表 2-4-3 首都圏近郊緑地保全区域指定状

(25年3月末現在)

市 町	名 称	決定年月日	面積 ha	所在地
千葉市	東千葉近郊緑地保全区域	S42. 2. 16	734.0	千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、高田町及び辺田町の各一部の区域
	東千葉近郊緑地特別保全地区	S42. 3. 25	61.3	千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の各一部の区域
市川市	行徳近郊緑地保全区域	S45. 5. 25	83.0	市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各一部の区域並びにその地先
	行徳近郊緑地特別保全地区	S45. 8. 28	83.0	同上
君津市	君津近郊緑地保全区域	S48. 6. 20	635.0	君津市大字草牛、六手、馬登、作木、大山野、尾車の各一部の区域
野田市	利根川・菅生沼近郊緑地保全区域	S52. 9. 21	862.0	野田市大字長谷、小山、船形、目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、旧関宿町関宿三軒屋、関宿台町、新田戸、桐ケ作、古布内及び木間ケ瀬の各一部の区域

(注) 1. 東千葉近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の一部である。
2. 行徳近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の全域である。

(力) 緑の基本計画

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめた計画です。

この計画の策定状況は、25年3月末現在、都市計画区域の対象 48 市町村のうち、策定済が 27 市町、今後策定予定が5市町であり、その重要性に配慮した早急な施策が求められています。

(キ) 緑化施設整備計画認定制度

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑化地域内において、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができます。

(ク) 緑地管理機構制度

都道府県知事は、緑地の保全や緑化の推進を目的として設立された市民活動団体や公益法人を緑地管理機構に指定することができます。

緑地管理機構は地方公共団体に代わって管理協定に基づく緑地の管理や土地の買取り等を行うことができます。

イ 首都圏近郊緑地保全法の概要と指定等の状況

首都圏近郊整備地帯において良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するため、「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。

保全区域を指定したときには国土交通大臣により定められた近郊緑地保全計画に則って、緑地保全に必要な施設の整備等を行うこととなっています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内での建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています。(図表 2-4-3)なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されました。

ウ 生産緑地地区の状況

都市化の進展に伴い、市街化区域内において優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらすことから、これらを計画的に保全し良好な都市環境をつくるため「生産緑地法」に基づき生産緑地地区を市が都市計画決定しています。(図表 2-4-4)

図表 2-4-4 生産緑地地区指定状況 (24年12月末現在)

市町村	市街化 区域面積 ha	市街化区域内農地のうち 生産緑地指定	
		地区数	面積 ha
千葉市	12,881	474	110.21
市川市	3,984	343	101.43
船橋市	5,509	544	201.18
木更津市	3,400	85	10.95
松戸市	4,444	568	151.46
野田市	2,399	197	35.24
成田市	2,057	85	28.99
佐倉市	2,424	15	3.89
習志野市	1,859	104	17.38
柏市	5,453	595	182.98
市原市	6,125	148	23.26
流山市	2,151	291	84.79
八千代市	2,238	199	55.43
我孫子市	1,615	129	26.76
鎌ヶ谷市	1,073	160	73.47
君津市	2,195	25	3.67
富津市	1,158	58	12.94
浦安市	1,697	0	0.00
四街道市	1,245	76	22.33
袖ヶ浦市	2,135	64	8.85
印西市	1,907	18	2.58
白井市	847	50	43.05
富里市	479	42	12.49
合計 23 市	69,275	4,270	1,213.33

(うち旧法地区)

市町村	市街化区 域面積 ha	市街化区域内農地の うち生産緑地指定		種別
		地区数	面積 ha	
船橋市	5,509	1	7.73	旧第一種
白井市	847	7	21.72	旧第一種
計	6,356	8	29.45	

エ 風致地区の状況

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています。(図表 2-4-5)

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」によって建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。なお、市川市と船橋市に位置する風致地区内の許可事務について、市川市へは13年度から、船橋市へは16年度から権限委譲を行いました。

オ 保存樹・保存樹林の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、市町村長は、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団を、保存樹又は

図表 2-4-5 風致地区指定状況 (25年3月末現在)

市	風致地区	面積 ha	指定年月日
銚子市	御前鬼山	10.8	S11.12.28(S49.1.29)
	川口	13.2	
	海鹿島	42.0	S11.12.28
	犬吠埼	204.3	S11.12.28(S49.1.29)
	七ツ池	154.1	
船橋市	葛飾	95.0	S13.10.22(S48.2.27)
	中山競馬場	89.1	S13.10.22(S44.4.9)
	法典	107.2	S13.10.22(S60.11.8)
	滝不動	217.0	S13.10.22(S48.2.27)
市川市	国府台	596.0	S13.10.28(S48.12.28)
	八幡	54.0	
	法華経寺	60.0	
	大町	52.0	S48.12.28
	利風苑	7.0	
香取市	佐原	244.0	S17.4.4
	香取神宮	357.0	
計	16 地区	2,302.7	

(注) ()は最終指定年月日

保存樹林として指定できます。24年3月末現在、千葉市で保存樹林1箇所5,990㎡、市川市で保存樹10本、保存樹木5箇所21,791㎡が指定されています。また、16市で各市の条例により保存樹2,856本、保存樹林1,614箇所6,111,588㎡が指定され、良好な都市環境の維持向上を図っています。

カ 地区計画制度等

身近にある比較的小規模な屋敷林、社寺林、草地等の緑化について、地区計画制度等を活用して緑地の保全のための規制を現状凍結的にかける制度です。

キ 緑化協定の概要と締結状況

(ア) 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象とし、「千葉県自然環境保全条例」第26条の規定により、用地別及び新・既設別に応じて*緑地率を規定し、緑化の実施及び維持管理について協定を締結しています。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の指導助言を行っています。

(イ) 協定の締結状況

24年度には、工場用地等に係るもの15件について7.0haの緑地を確保する協定を締結しました。25年3月末における締結中の協定の総数は971件、緑地面積合計1,355.25haとなっています。

2 県の施策展開

(1) 都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

都市においては、地表の多くがコンクリートなどで覆われ、ビルが立ち並ぶなど生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で都市の緑の空間は、身近なうらややすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など大きな役割を担っています。

このため、本県においては特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全

を図るとともに、都市公園の整備などにより新たな緑の空間の創出に努めています。

(ア) 都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤整備であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、市野谷の森公園（流山市）等の事業を進めています。

本県における都市公園等は、24年3月末現在33市6町1村で6,005箇所、面積3,911.63haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約6.5㎡となっています。

(図表 2-4-6)

図表 2-4-6 都市公園の種類及び現況

(24年3月末現在)

種類	種別	箇所	面積(ha)	内 容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	4,676	701.12	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	279	503.16	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。
		地区公園	63	316.22	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	34	612.47	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	24	314.06	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	都市林	0	0	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する	
	広場公園	18	2.73	主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
	特殊公園	41	213.90	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する	
大規模公園	広域公園	5	274.61	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	1	38.33	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。	
	緩衝緑地	25	184.16	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都市緑地	766	673.94	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。	
	緑道	73	76.93	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者は自転車道を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。	
	国営公園	0	0	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。	
	合計	6,005	3,911.63	$\frac{3,911.63 \text{ (総公園面積)}}{6,011 \text{ 千人 (都市計画区域内人口)}} = 6.5 \text{ ㎡/人}$	

(イ) ビオトープの推進

学校***ビオトープ**は、児童生徒の環境学習の生きた教材としてだけでなく、地域の生物の生息域としても大変重要です。

24年度は、「学校ビオトープフォーラム」を開催し、事例紹介や、ビオトープの管理・活用についての情報交換を行いました。

イ 緑化意識の高揚

県立都市公園においては、公園利用者等に緑化意識の向上や公園に親しんでもらうために相談業務等を、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において行っています。

このほか指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。

ウ 都市地域の農地の活用

生産緑地法によって指定された生産緑地地区を保全することにより、開発等による農地の減少を抑止し、都市部における緑地の保全を図っています。

(2) 水辺空間の形成

ア うるおいある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら（「多自然川づくり」と言います）、魅力ある水辺空間の整備を行っていきます。

船橋市の中央部に位置する海老川水系では、都市化の進展に伴い河川の流量の減少や水質の悪化などが心配されています。このため、下水道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、都市河川の上流に導水することで健全な水循環を再生する取組を進めています。

この具体的な事例として、19年10月から長津川及び飯山満川へ印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で処理した下水高度処理水の導水を実施しています。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高め、河川美化愛護意識の向上を図るため、県が管理する河川等において、清掃・除草・草花の植栽や水辺における環境の保全に関する活動などを実施している団体等に対し、清掃、除草用具の支給、貸出、保険料の負担等の支援を行う「千葉県河川海岸***アダプトプログラム**」制度を20年度から導入し、平成24年度末で59団体と合意書を締結しました。

(3) 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援しています。これによって生物がその生息空間であるビオトープの間を往き来できる連続性の確保が図れます。

24年度は、「緑の基本計画」の策定団体は1団体でしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度) 〔参考〕 全国 (H17) 9.1 m ² /人	6.5 m ² /人 (23年度末) 〔参考〕 全国 (H23末) 9.9 m ² /人	全国平均値に近づけます (30年度)

《評価》

基準年度と比べて全国平均値との差は拡大している。施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

千葉県の1人当たりの都市公園面積は、基準年度から増加しており、整備された都市公園の面積も増加していますが、千葉県と全国平均値との差は、基準年度と比べて拡大しています。今後とも、県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。